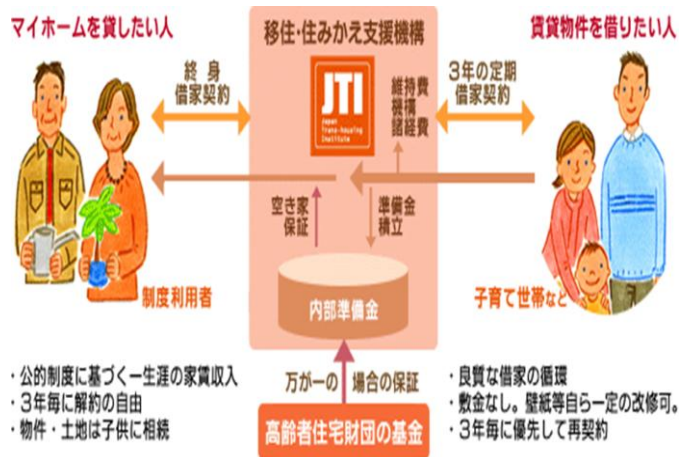


8回シリーズでお送りしています「高齢者の住い」の最終回です。  
今回は、「住宅の住み替え制度」と「住み替え相談窓口」についてご説明いたします。  
参考までに、特別養護老人ホームと有料老人ホームの費用等についても掲載しております。

- |             |                |             |             |             |            |            |             |
|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 安全な<br>住まい方 | 高齢期の生<br>活ステージ | 住み替え<br>の選択 | 有料老人<br>ホーム | 高齢者<br>専用住宅 | 介護保<br>険施設 | 居宅<br>サービス | 住替制<br>度と相談 |
|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|

## ① 移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」とは・・・

シニアの(50歳以上)のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証。これにより自宅を売却することなく住みかえや老後の資金として活用します。ライフスタイルに合わなくなったシニアの家を、有効に活用することで、家を貸したい方と借りたい方の双方にメリットの生まれる制度。



	相談窓口	備考
有料老人ホーム	社団法人全国有料老人ホーム協会	民間企業であるが、都道府県知事への設置届出義務
高専賃	高齢者住宅財団	財団に高専賃として登録のあるもの。
特別養護老人ホーム	ケアマネジャー、地域包括支援センター	多くは、社会福祉法人経営。但し都道府県知事の指定
介護老人保険施設	ケアマネジャー、地域包括支援センター	経営は医療法人。都道府県知事の許可制
介護療養型医療施設	病院	経営は医療法人
認知症グループホーム	ケアマネジャー、地域包括支援センター	市町村 地域支援型

## ② 住み替え相談窓口

介護状態の場合、まず相談窓口はケアマネジャーや地域包括支援センターに。また、下記のところで相談受付があります。

- ・シニア住まい塾 (NPO法人 藤沢在)
- ・北村 社会福祉士事務所

## ③ 有料老人ホームと特別養護老人ホームの費用目安

あくまで参考です。

高齢者施設 費用目安内訳(要介護3)

介護型有料老人ホーム(個室)		特養 個室	特養 2人以上
11万円	居住費 (家賃・事務費・水道光熱費等)	6万円	1万円
+	食費	+	+
5万円		4万円	4万円
+	介護費用 (1割自己負担・上乗せ介護)	+	+
2.5+1.5万円		2.5+0.5万円	2.5+0.5万円
+	その他 (リネン、おむつ代、理美容他)	+	+
2万円		1万円	1万円
22万円	計	14万円	9万円
100~数千万円	入居金 ※	なし	なし

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

HK

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)  
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7  
TEL:045-924-1778 http://www.kitawel.com